

発達をもつ大人の会 入会金及び会費規程

(目的)

第1条 この規程は発達をもつ大人の会（以下「この団体」という。）定款第8条の規定に基づき、この団体の入会金及び会費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(入会金)

第2条 当団体は、入会金を設定しないものとする。

(会費)

第3条 会費は、会員の種別に応じて、次に掲げるところによる。

- | | |
|---------------|-------------------------------------|
| ① 正会員（個人） | 年会費 1万2千円 |
| ② 正会員（団体） | 年会費 3万6千円 |
| ③ 一般会員 | 年会費 無料 |
| | ただし、発達障害当事者会参加費は1回3百円
(参加は自由です。) |
| ④ 賛助会員（個人・団体） | 年会費 一口1千2百円 |

2 事業年度の中で入会した会員のその事業年度の会費は、月割として入会の翌月からその事業年度末までの月数に相当する金額とする。

(会費等の使途)

第4条 前3条の会費は運営事務費に充当する。

(変更)

第5条 この規程は、定款第27条の規定により、総会の決議によって変更することができる。